

【オーストラリア】国の保安に関する諸法の改正

専門調査員 海外立法情報調査室主任 吉本 紀

* シリア、イラク等における過激派の活動を背景に、テロ対策強化を主な目的とする一連の改正法案が審議されている。

1 概要

2014年10月1日「国の保安に関する諸法の改正法(2014年第1号)」(National Security Legislation Amendment Bill (No.1) 2014) (以下「第1号法案」という。)が成立し、続いて「テロリズム対策に関する諸法の改正法案」(Counter-Terrorism Legislation Amendment (Foreign Fighters) Bill 2014) (以下「テロ対策法案」という。)が審議されている。

いずれも、2013年6月に連邦議会の情報及び保安に関する合同委員会でまとめられた「オーストラリアの国の保安立法の改革に関する調査報告」をベースにしており、第1号法案は、主にオーストラリア保安情報機構法(Australian Security Intelligence Organization Act: ASIO法)と情報局法(Intelligence Services Act)の改正、テロ対策法案は、刑法、刑事手続法、移民法、関税法、市民権法、パスポート法、資金洗浄・テロ資金調達対策法など26本の法律の改正を内容とする。

2 合同委員会報告と法案への反映

一連の改正法案の内容は多岐にわたるが、前述の合同委員会報告によって論点の全体を概観することができる。

(1) 通信傍受

委員会報告は、深刻な犯罪や脅威対策の公益性とプライバシー保護との権衡を失しないこと、傍受可能とする基準や手続を厳格に標準化すること、より侵害的でない技術を利用すること、通信事業者の義務を明確化し協力を得ること、オンブズマンや情報安全監察官による監視が必須であることなどを指摘している。

第1号法案は提言の内容を概ね反映しているが、濫用を防止する方策は改善の余地があると評価されている。

(2) 通信のセキュリティ

委員会報告は、通信インフラやシステムへの不法侵入に対する通信事業者の防御義務と政府への協力を明確化すると同時に、通信事業者に従来から義務付けられている法令順守制度との適合性などに配慮することを指摘している。

第1号法案では、「特別情報活動」というスキームを導入し、これに該当する情報を権限なく開示したものに対する罪を規定しており、メディア等から懸念が表明されている。

(3) 情報機関のテロ対策の強化

委員会報告は、ASIO 法に基づく令状が及ぶ範囲を、ある地域や人物に関係するすべてのコンピュータや第3者のそれに拡大すること、テロ行為が単一であると複合的であるとを問わず、また既遂か未遂かを問わず、特定可能な人物に対して単一の令状で対処できる制度を創設すること、ASIO が防衛省国防画像・地球空間機構など他の情報機関との間で密接な協力関係を持つことなどを提言している。

テロ対策法案では、この提言を反映して単一令状制度を導入し、また提言にはないが刑法典に「テロ行為を擁護 (advocate) する」罪を新設している。

(4) データ保存

委員会報告は、通信事業者にメタデータ(対象は、通信によって生じた情報で内容を除いたもの。典型的にはユーザー名、アカウント名、アドレス、位置情報など)を2年間保有することを義務付けることを提言している。政府はテロ対策強化のために3本の法案を用意していると言われており、1で挙げた2本のほかに残る1本の主要内容がこれである。

3 テロ対策立法の最近の特徴

テロ対策のための法規制には、オーストラリアに限らず主要国にある程度共通した枠組みが見られる。それは、①刑法・刑事手続法により犯罪、犯罪の構成要件、捜索手続、訴追手続を定めること、②捜査機関に関する法によりその権限を定めること、③情報通信関連法により通信傍受、情報の保存への協力を義務付けること、④資金調達関連法により資金洗浄・調達を規制すること、⑤出入国管理や移民関連法によりテロリストの動きを規制することなどである。最近の特徴としては、テロ行為だけでなくその援助、扇動、要員募集、訓練をも対象とすることがあげられる。

オーストラリアは、これらの枠組みのすべてについて一層強化しようとしている。背景には、刑法典に基づいて指定するテロリスト組織が19あり、最近のシリア、イラクにおける過激派活動に自国から約160人が参加しているという調査結果もあって、危機感を高めていることがあげられる。

そして、いずれの枠組みについても人権との衝突が大きな論点になっており、人権団体、法律家団体、ムスリム・グループなどから、法的根拠なく拘留されない権利、移動の自由、報道の自由、プライバシー権等に関する懸念が寄せられている。

参考文献 (インターネット情報は2014年10月21日現在である。)

・ Parliamentary Joint Committee on Intelligence and Security, *Report of the Inquiry into Potential Reforms of Australia's National Security Legislation*, 24 June 2013.

<http://www.aph.gov.au/parliamentary_business/committees/house_of_representatives_committees?url=pjicis/nsl2012/report.htm>